

燕市職員定数条例の一部改正について

燕市職員定数条例（平成18年燕市条例第32号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 3 月 2 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市職員定数条例の一部を改正する条例

燕市職員定数条例(平成18年燕市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「357人」を「540人」に改め、同条第2号中「5人」を「7人」に改め、同条第3号中「300人」を「75人」に改め、同条第4号中「2人」を「3人」に改める。

第4条に次の1号を加える。

(6) 自己啓発休業中の職員

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。